

## 大阪府消費者保護審議会条例改正検討部会の運営要領

### (目的)

この要領は、平成25年2月4日付け消セ第1610号で知事から諮問のあった「大阪府消費者保護条例の改正について」、積極的に調査・審議するため、大阪府消費者保護審議会規則（以下「規則」という。）第18条第1項の規定に基づき、大阪府消費者保護審議会に条例改正検討部会（以下「部会」という。）を設置するものである。

### (構成)

機動的な運営を行うため、部会委員は3名とし、分野ごとの委員数は、学識経験者3名とする。ただし、部会長が必要と認める場合は別途委員等を指名するものとする。

### (指名)

部会の委員は、規則第18条第2項の規定により会長が決定する。また、同条第3項の規定により、会長が部会長を決定する。

### (公開)

部会は、原則として公開とする。ただし、公開原則の適用除外事項に該当する情報（大阪府情報公開条例第8条及び第9条各号に該当する情報）を取り扱う場合は非公開とし、個々の会議の公開決定は部会長が行う。

### 附 則

この要領は、平成25年2月4日から施行する。